

最高裁秘書第2452号

令和元年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月24日付け（同月25日受付、最高裁秘書第2307号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和39年12月12日付け最高裁総三第122号総務局長通知「上告の結果等の通知について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

上告の結果等の通知について

昭和39年12月12日総三第122号家庭裁判
所長あて総務局長通知

標記について、別紙のとおり高等裁判所長官および地方裁判所長あてに示達しましたから、ご参考までにお知らせします。
最高裁総三第一二一号（訟い一一）
昭和三十九年十二月十二日

最高裁判所事務総局総務局長 寺田治郎

高等裁判所長官殿

地方裁判所長殿

上告の結果等の通知について（通達）

このたび、事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）が制定され、これに伴う昭和三十九年十二月十二日付最高裁総三第一一八号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の施行について」の示達によって、昭和二十八年十二月二十八日付最高裁判所訟一第七一〇号事務総長通達「事件記録等保存規程の施行について」が昭和三十九年十二月三十一日限り廃止されることになりましたが、上告裁判所および再抗告裁判所における上告および再抗告の結果ならびに上訴裁判所における移送の判決の結果の通知について、左記のとおり取扱いを定めましたので、昭和四十年一月一日からこれによつて下さい。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から通知して下さい。

記

一 刑事事件を除く他の事件について、上告裁判所において判決の確定その他の事由により事件が完結したときは、上告裁判所の裁判所書記官（以下「書記官」という。）は、完結の事由およびその年月日ならびに原審裁判所の事件番号を表示した書面をもつて、原審裁判所の書記官に通知する。再抗告裁判所において事件が完結したときは、再抗告裁判所の書記官は、右に準じて、抗告裁判所の書記官に通知する。

二 上訴裁判所において移送の判決が確定したときは、上訴裁判所の書記官は、移送の旨、その判決確定の年月日および受移送裁判所名ならびに原審裁判所および第一審裁判所の事件番号を表示した書面をもつて、原審裁判所および第一審裁判所の書記官に通知する。